

☆足利市民プラザ施設使用料

施設名	使用区分		階	定員(人)	午前 午前9時から 正午まで	午後 午後1時から 午後5時まで	夜間 午後6時から 午後10時まで	全日 午前9時から 午後10時まで	摘要
	室名								
文化ホール	文化ホール	平日	1	826	13,650円	18,900円	24,150円	47,250円	舞台・ホワイエを含む
		土・日・休日			16,800円	24,150円	31,500円	61,950円	
	舞台のみ	平日	1		3,990円	5,460円	7,240円	14,070円	客席数 1F 490席 2F 336席
		土・日・休日			5,040円	7,240円	9,450円	18,160円	
	ホワイエのみ	平日	1		1,680円	2,410円	3,150円	6,190円	
		土・日・休日			2,200円	3,150円	4,200円	7,980円	
	楽屋	1	1		15㎡ 310円	420円	520円	1,050円	
		2			30㎡ 630円	840円	1,050円	2,100円	
		3			39㎡ 940円	1,260円	1,570円	3,150円	
	リハーサル室	80㎡	2	50	1,570円	2,100円	2,620円	5,350円	
サークル室	1	2		30㎡ 20	630円	840円	1,050円	2,100円	
	2			29㎡ 20	630円	840円	1,050円	2,100円	

施設名	室名	面積(㎡)	階	定員(人)	午前 午前9時から 正午まで	午後 午後1時から 午後5時まで	夜間 午後6時から 午後10時まで	摘要
本館	101号室	125	1	80	2,310円	3,670円	4,720円	2部屋をつなげて1部屋としてご利用いただくことも可能です。
	102号室	63		45	840円	1,570円	2,310円	
男女共同参画センター	第5講習室	63	3	45	840円	1,575円	2,100円	
	軽運動室	138			1回 2時間 2,100円			
	料理教室	131	4	35	1,050円	1,575円	2,100円	
	第1講習室(和室)	90(39畳)		45	1,680円	2,625円	3,150円	
	第2講習室(和室)	35(18畳)		20	525円	840円	1,050円	
	第3講習室(茶室)	31(10畳)		20	1,050円	1,680円	2,100円	
	第4講習室(和室)	35(18畳)	20	525円	840円	1,050円		
西館	小ホール	325	1	450	7,350円	10,500円	13,650円	
	芸術ギャラリー	90	2		1,570円	2,310円	3,150円	
	美術教室	161		30	1,570円	2,310円	3,150円	
	染色教室	137		20	1,570円	2,310円	3,150円	
	陶芸教室	102		20	1,570円	2,310円	3,150円	
	301号室	160	3	100	3,150円	4,620円	6,300円	
	302号室(和室)	52(20畳)		25	840円	1,570円	2,310円	
	303号室(和室)	52(23畳)		25	840円	1,570円	2,310円	
	401号室	160	4	100	3,150円	4,620円	6,300円	
	402号室	37		20	520円	1,050円	1,570円	
403号室	37	20		520円	1,050円	1,570円		
404号室	37	16		520円	1,050円	1,570円		

- 文化ホールをリハーサルのために使用する場合は、規定使用料に100分の30を乗じて得た額とします。
- 使用時間を超過した場合は、超過1時間以内は100分の30が加算されます。
- 市民以外の方が使用する場合は使用料は100分の50が加算されます。ただし、次の市・町の方については、市民扱いになります。

佐野市、桐生市、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町。
- 入場料・参加料・その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、次に定める率を乗じて得た金額が加算されます。
 - 入場料1,500円未満のとき 100分の50
 - 入場料1,500円以上のとき 100分の100
- 展示会等物品の販売を目的として使用する場合は使用料は100分の100が加算されます。

身体障害者 スポーツセンター	使用区分	午前 午前9時から正午まで	午後 午後1時から午後5時まで	夜間 午後6時から午後10時まで
	個人使用	100円	120円	180円
団体使用 (10人以上)	730円	940円	1,260円	

- 身体障害者手帳の所有者は無料です。
- 毎月第1日曜日及び毎週水曜日の午後・夜間は身体障害者専用の使用日です。
- 一般の利用者が利用する場合、使用時間を超過した場合は、超過1時間以内は100分の30が加算されます。

※上記金額には消費税を含みます。合計金額の10円未満は切り捨てます。